# 杵築市の人事行政の運営等の状況

## ① 職員の任免及び職員数に関する状況

### 1. 採用と退職の状況

（単位:人）

| 採用者 | | | 退職者 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R7. 4. 1付採用者 (A) | R7. 4. 2～R8. 3. 31の採用者 (B) | 採用者計 (A)+(B) | R7. 4. 1～R8. 3. 31 定年退職 (C) | 早期前希望退職 (D) | その他 (E) | 退職者計 (C)+(D)+(E) |
| 33(22) | 2(1) | 35(23) | 2(1) | 2(0) | 15(14) | 19(15) |

※ 上記人数には、特別職、杵築速見消防組合への派遣職員及び再任用職員を含めていません。
※ ( )内は、市立山香病院にかかる職員数です。

### 2. 職員数の状況

（単位:人）

| 部門 | 区分 | 職員数 R7.4.1 | 職員数 R8.4.1 | 対前年増減数 |
|---|---|---|---|---|
| 一般行政部門（福祉関係部門を除く） | 議会 | 3 | 4 | 1 |
| | 総務 | 82 | 86 | 4 |
| | 税務 | 16 | 17 | 1 |
| | 労働 | 1 | 1 | 0 |
| | 農林水産 | 35 | 36 | 1 |
| | 商工 | 9 | 9 | 0 |
| | 土木 | 15 | 15 | 0 |
| | 小計 | 161 | 168 | 7 |
| 福祉関係部門 | 民生 | 36 | 35 | ▲ 1 |
| | 衛生 | 20 | 20 | 0 |
| | 小計 | 56 | 55 | ▲ 1 |
| 一般行政計 | | 217 | 223 | 6 |
| 特別行政部門 | 教育 | 47 | 49 | 2 |
| | 消防 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 47 | 49 | 2 |
| 公営企業等会計部門 | 病院 | 217 | 214 | ▲ 3 |
| | 水道 | 9 | 7 | ▲ 2 |
| | 交通 | 0 | 0 | 0 |
| | 下水道 | 8 | 8 | 0 |
| | その他 | 18 | 18 | 0 |
| | 小計 | 252 | 247 | ▲ 5 |
| 合計 | | 516 | 519 | 3 |

## ② 職員の給与の状況

### 1. 令和7年度職員給与費の状況（普通会計決算）

| 区分 | 住民基本台帳人口（令和8年3月31日） | 歳出額 (A) | 人件費 | うち職員給与費 (B) | (B/A) |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年度 | 25,496人 | 21,514,146千円 | 3,178,510千円 | 1,858,559千円 | 8.64% |

### 2. 職員給与費の状況（一般会計当初予算）

| 区分 | 職員数(A) | 給与費 給料 | 給与費 職員手当 | 給与費 期末・勤勉手当 | 給与費 合計(B) | 一人当たり給与費(B/A) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和8年度 | 302人 | 1,318,211千円 | 226,682千円 | 551,085千円 | 2,095,978千円 | 6,940千円 |

## 3. 一人当たりの支給額と初任給の基準(R8.4.1現在)

| 区　　分 | 平均給料月額 | 平均年齢 | 初任給 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 大学卒 | 短大卒 | 高校卒 |
| 一般行政職 | 359,938円 | 44.5歳 | 238,500円 | 223,400円 | 207,500円 |

## 4. 級別職員数の状況(R8.4.1現在)

| 区分 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 標準的な職務内容 | 課長 | 課長・課長補佐 | 課長補佐・主幹 | 係長・主査 | 主任 | 主事・技師 | 主事・技師 |
| 職員数 | 18人 | 28人 | 76人 | 109人 | 31人 | 21人 | 21人 |
| 構成比 | 5.9% | 9.2% | 25.0% | 35.9% | 10.2% | 6.9% | 6.9% |

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

※職員数は、市立山香病院の職員と再任用職員及び特定任期付職員は含まれていません。

## 5. 手当の種類(R8.4.1現在)

| | |
|---|---|
| 扶養手当 | 配偶者　3,000円　子　　12,000円　　その他の扶養　6,500円<br>(満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算) |
| 住居手当 | 借家　27,000円／上限 |
| 通勤手当 | 電車・バスを利用する場合　月額55,000円を限度として、6か月を超えない期間で低廉な定期券の価格を一括支給<br>乗用車等を使用する場合　使用距離に応じて3,100円～21,400円を支給 |
| 管理職手当 | 7級(課長相当職)　月額53,000円　・　6級(課長相当職)　月額45,000円　参事　月額41,000円 |
| 時間外勤務手当 | 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給<br>正規の勤務時間が割り振られた日における勤務　　1時間当たりの単価×125/100×勤務時間<br>正規の勤務時間が割り振られた日以外の日における勤務　1時間当たりの単価×135/100×勤務時間 |
| 休日勤務手当 | 祝日及び年末年始に勤務した職員に通常の時間単価に135/100を乗じた額を支給 |
| 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日午前5時)に勤務した職員に通常の時間単価に25/100を乗じた額を支給 |
| 期末手当 | 期末手当基礎額×2.525ヶ月(6月期分1.2625ヶ月・12月期分1.2625ヶ月)<br>期末手当基礎額＝給料+扶養手当+役職加算(5%～15%) |
| 勤勉手当 | 勤勉手当基礎額×2.125ヶ月(6月期分1.0625ヶ月・12月期分1.0625ヶ月)<br>勤勉手当基礎額＝給料+役職加算(5%～15%) |
| 特殊勤務手当 | 職員が通常にない特殊の勤務に従事し、その勤務に対する報酬について、特別に考慮を必要とする場合において、その特殊性に応じて支給する。<br>病院勤務の医療職職員　　24種類<br>その他の職員　　8種類 |

## 6. 特別職の報酬等の状況(R8.4.1現在)

| 区　　分 | | 給料(報酬)月額・期末手当支給月数 |
|---|---|---|
| 給料 | 市　長 | 779,000円　(5%減額前　820,000円) |
| | 副市長 | 628,800円　(4%減額前　655,000円) |
| | 教育長 | 562,600円　(3%減額前　580,000円) |
| 報酬 | 議　長 | 410,000円 |
| | 副議長 | 360,000円 |
| | 議　員 | 340,000円 |
| 期末手当 | 市　長<br>副市長<br>教育長 | ６月期　1.75月分<br>12月期　1.75月分<br>合　計　3.5月分 |
| | 議　長<br>副議長<br>議　員 | ６月期　1.75月分<br>12月期　1.75月分<br>合　計　3.5月分 |

## ③ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### 1. 職員の勤務時間等の状況

| | |
|---|---|
| 勤務を要する日 | 国民の祝日、12月29日から翌年の1月3日を除く、月曜日から金曜日 |
| 1日当たりの勤務時間 | 8時30分～17時00分（休憩時間12時15分～13時00分を除く）の間の7時間45分 |
| 1週間あたりの勤務時間 | 38時間45分 |
| 休日 | 日曜日、土曜日、国民の祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日 |

※ 職場や職種によっては、上記と異なります。

### 2. 休暇制度

| 休暇の種類 | | 内 容 （ 付与日数、対象等 ） |
|---|---|---|
| 年次有給休暇 | | 1年度につき20日 |
| 病気休暇 | | 公務又は通勤による負傷又は疾病 3年を超えない範囲内でその療養に必要と認められる期間<br>結核性疾患 1年を超えない範囲内でその療養に必要と認められる期間<br>上記以外の負傷又は疾病 180日を超えない範囲内でその療養に必要と認められる期間 |
| 介護休暇 | | 2週間以上の期間で連続する6月の期間内において必要と認められる期間 |
| 育児休業 | | 3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、休業をすることができる |
| 特別休暇 | 結婚休暇 | 連続する10日間（週休日及び休日を除く） |
| | 産前休暇 | 出産の日までの申し出た期間（8週間以内） |
| | 産後休暇 | 出産後申し出た期間（出産の日の翌日から10週間以内） |
| | 保育休暇 | 生後3年に満たない子を保育する為に授乳等を行う時間（1日2回 それぞれ60分以内） |
| | 妊娠障害休暇 | 14日 |
| | ウエルネス休暇 | 必要と認められる期間（生理もしくは更年期障害） |
| | 育児参加休暇 | 出産予定日前6週間から出産の日以後1年を経過するまでの期間に5日の範囲内 |
| | 出産補助休暇 | 出産予定日前3週間から出産後5週間までの期間に7日の範囲内 |
| | 子の看護等休暇 | 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5日間 |
| | 家族看護休暇 | 1の年度につき4日（2人以上の場合は8日） 2親等以内の家族（上記の子の看護休暇の対象者を除く） |
| | 親族が死亡した場合 | 親族に応じ、1日～10日の期間 |
| | 夏季休暇 | 6月から10月までの期間内における5日の範囲内 |
| | 補食休暇 | 必要と認められる期間 |
| | その他 | 選挙権その他公民としての権利を行使する場合<br>裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として、他官公署へ出頭する場合<br>骨髄移植の為、骨髄液の提供者となる場合 等<br>職員が自発的に災害、福祉に対しての社会に貢献する場合<br>父母の追悼のための特別な行事をする場合<br>妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が健康診査を受ける場合<br>災害等により勤務しないことが相当と認められる場合<br>不妊治療により勤務しないことが相当と認められる場合<br>要介護状態になる家族の介護により勤務しないことが相当と認められる場合 |

### 3. 年次有給休暇の取得状況

| 総取得日数(A) | 対象職員数(B) | 平均取得日数(A/B) |
|---|---|---|
| 2,495.6 日 | 217 人 | 11.5 日 |

※ R7.1.1からR7.12.31までの全期間在職した市長部局の一般職員のみを対象としています。

### 4. 育児休業の取得状況

| | 育児休業<br>取得者数（人） | うち両休業取得者数（人） | 部分休業<br>取得者数（人） |
|---|---|---|---|
| 男性職員 | 4 | 0 | 0 |
| 女性職員 | 7 | 0 | 0 |

※ R7.4.1からR8.3.31までの間に育児休業を取得した者の人数（前年度以前から継続している者を含む）です。

## ④ 職員の服務の状況(分限及び懲戒処分の状況)

### 1. 分限処分

| 分限処分対象者数(人) | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 降任 | 免職 | 休職 | 降給 | 計 |
| 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |

※ R7.4.1～R8.3.31の間においての処分を対象としています。

### 2. 懲戒処分

| 懲戒処分対象者数(人) | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 計 |
| 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |

※ R7.4.1～R8.3.31の間においての処分を対象としています。

## ⑤ 職員の研修の状況

| 研修区分 | 受講者数 | 研　修　内　容 |
|---|---|---|
| 外部研修 | 126人 | 大分県自治人材育成センターが実施する研修等 |
| 独自研修 | 797人 | コンプライアンス研修・LoGoフォーム研修・管理監督職研修・若手中堅職員研修<br>・監督職研修・PPP・PFI研修・債権管理基礎研修・DX・生成AI活用セミナー・office研修 |

※ 受講者数は、延べ人数となっています。

## ⑥ 職員の福祉及び利益の保護の状況

### 1. 職員の福利厚生に関する状況

**職員福利厚生費補助金(令和7年度決算)**　　(単位:千円)

| 事業名 | 公費負担金 | 1人当たり<br>公費負担額 | 福利厚生事業の内容 |
|---|---|---|---|
| 職員福利厚生 | 1,463 | 4.5 | ・保健事業<br>・資格能力取得補助事業<br>※対象職員数　325人 |

### 2. 公務災害補償に関する状況

| 認定件数 | (内訳) | |
|---|---|---|
| | 公務災害 | 通勤災害 |
| 3件 | 3件 | 0件 |

### 3. 措置要求、不服申立ての状況

| 措置要求件数 | 不服申立て件数 |
|---|---|
| 0件 | 0件 |